佐賀県告示第 299 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成29年3月24日から平成29年4月24日まで佐賀県県土整備部道路課及び杵藤土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 3 月 24 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿島市大字音成字瀬戸丁32番4地先から	平成 29 . 3 . 24
奥山鹿島線	鹿島市古枝字鳴瀬乙 3794 番 1 地先まで	
	鹿島市古枝字小川内乙 2459 番 1 地先から	"
	鹿島市古枝字米角甲 1229 番 1 地先まで	
	鹿島市古枝字通山甲 1133 番 7 地先から	<i>"</i>
	鹿島市古枝字寺篭甲 2358 番7地先まで	